

住警器のこと知っていますか？

住宅用火災警報器とは……

火災の煙を感知し、火災の発生を知らせてくれる機器です。
住宅用火災警報器は火災予防条例に基づき、**全ての居室・台所・階段**の天井又は壁への設置が義務付けられています。

設置から10年を目安に交換！

住宅用火災警報器は、古くなると本体のセンサー等の性能が劣化、火災を感知しなくなることがあるので、設置から10年を目安に交換しましょう。

警報器が鳴ったら！

火災の時………(ピーピーピー)

火元の確認、**大声**で周知、素早い**避難**、**119番通報**、可能な範囲での**初期消火**

火災でない(電池切れ、機器異常等)時………(ピッ、ピッピッピッ)

ボタンを押す又は、**引きひも**を引き、**警報音**を止める、**本体**または**電池**を**交換**する

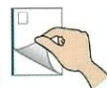
※住警器の手入れも欠かさず行いましょう



お手入れも!



裏面に続きます。



共同購入について

住警器を町会や自治会でまとめて購入する「共同購入」をご存じですか？

警報器を共同購入することで割引になるほか、地域全体の防火対策の推進にも繋がります。

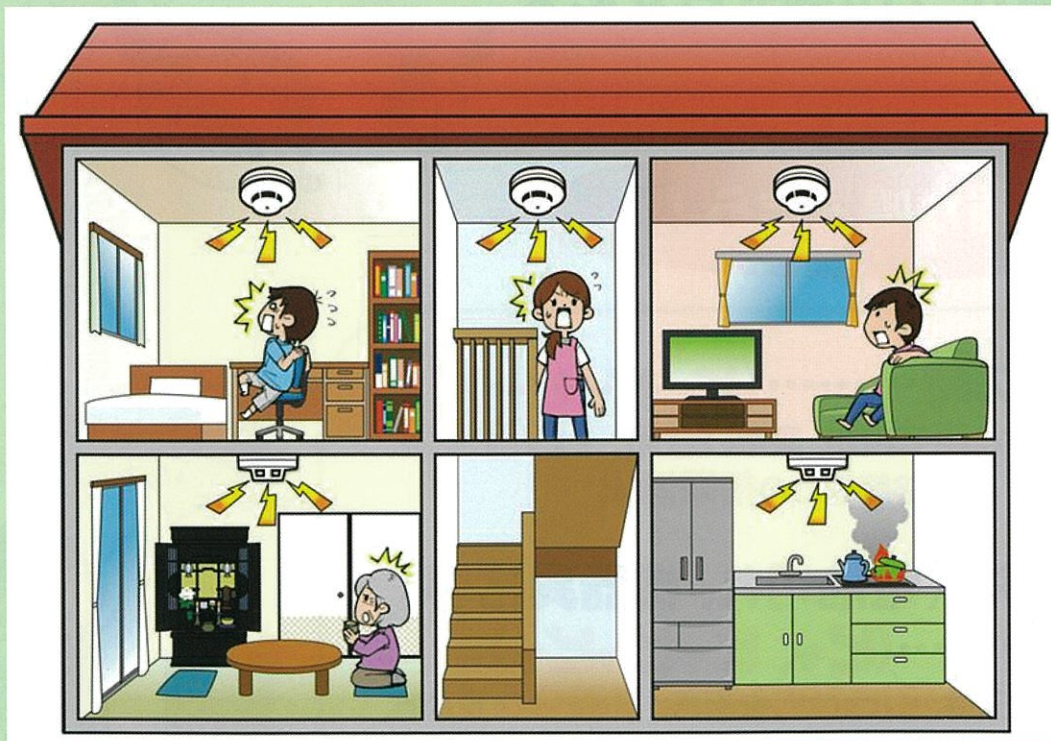


※詳しくは東京消防庁HPまたは東京都消防設備協同組合HPをご確認ください

おすすめ!

一斉に鳴動! 連動型火災警報器!

連動型の住宅用火災警報器は、設置された全ての部屋で一斉に鳴動するため、火災の早期発見に有効です。



消防・防災に関するご意見・ご要望は、下記までお寄せください。

問合せ先

【昭島消防署 地域防災担当 Tel042-545-0119 内線321】